## タイトル:機械式立体駐車場の地下ピットが冠水した責任

## < 質問 >

機械式立体駐車場(3段式・地下ピット)が台風の豪雨で冠水してしまいました。この 場合の責任は、駐車場設置業者にあるのでしょうか?それともマンション管理業者にある のでしょうか?

## < 回答 >

雨量、施設の設計基準、施工内容、管理の状況など、同じ冠水事故でも責任の所在はケースバイケースです。

## <説明>

皆さんがマンションを購入されたのは分譲会社(事業主)からです。分譲会社は専有部分・共用部分について、「アフターサービス基準」に基づく瑕疵保証責任があります。施工会社(ゼネコン)や下請け会社が保証するものでは有りません。従って、交渉は分譲会社と行うべきです。まずは、分譲会社に対して本件に関する「心配事項」を質問・相談されてはいかがでしょう。関係者(マンションの設計者・ゼネコン・立駐メーカー)などの同席を求めるとなお良いでしょう。(文書で質問し、文書で回答を求める方法もあります。大変むずかしい問題なので、なかなか時間がかかるでしょうが)

なお、過去に被害発生したマンションでの対策事例を紹介します。「気象情報により、心配な時間帯は地下ピット内の車両を出して平地に駐車する」「地下ピットに水位警報装置を設置して各住戸に聞こえる警報(サイレン)を鳴らす」などです。いずれも車両所有者の自己防衛手段で完全とは言えませんが、警報装置などは管理組合として「ここまでやっている」という管理責任のリスクマネージメントといえます。一方、損害をカバーする「損害保険」「賠償責任保険」などの検討も有効です。

<sup>\*</sup>この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。